

御殿場市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、御殿場市水道料金徴収等業務（以下「料金徴収等業務」という。）におけるお客様サービス等のより一層の向上を図るため、料金徴収等業務の受託を行うことのできる能力を有する者のうち、特に料金徴収等業務に対する意欲、資質、技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に料金徴収等業務を委託するために必要となる手続等について定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

御殿場市水道料金徴収等業務

(2) 業務内容

「御殿場市水道料金徴収等業務委託仕様書」に記載のとおり

(3) 履行期間

委託業務の準備期間 契約日から令和9年3月31日まで

委託業務の履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 提案限度額

479,360,000円（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

(5) 事務局

御殿場市環境市民部上水道課管理スタッフ

〒412-4602

静岡県御殿場市萩原483番地 水道庁舎 担当：中川・鈴木

電 話：0550-82-4602

FAX：0550-82-4646

メール：suido@city.gotemba.lg.jp

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年8月3日までに御殿場市に対し令和7・8年度の一般競争参加資格申請（物品調達等）を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されていない者であること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがあった者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者でないこと。
- (8) 過去5か年（令和3年度から令和7年度まで）において、給水人口8万人以上の水道事業体における水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開栓・閉栓業務及び水道料金等計算システム導入の3年以上の履行実績を有する者であること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム又はこれらと同等以上のセキュリティ規格の認証を取得している者であること。

4 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは下表のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
告示（市ホームページ）	令和8年7月17日（金）
実施要領等公開期間	令和8年7月17日（金） ～令和8年8月3日（月）
参加申込受付期間	令和8年7月17日（金） ～令和8年8月3日（月）午後5時必着
参加資格確認結果の通知	令和8年8月5日（水）
質問受付期間	令和8年7月17日（金） ～令和8年8月18日（火）
質問の回答	令和8年7月17日（金） ～令和8年8月21日（金）
業務提案書の提出期限	令和8年8月27日（木）午後5時必着
参加辞退届の提出期限	令和8年8月27日（木）午後5時必着
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和8年9月1日（火）
選定結果の通知	令和8年9月9日（水）

受託予定者の公表 (市ホームページ)	令和 8 年 9 月 9 日 (水)
受託予定者との協議	令和 8 年 9 月 1 1 日 (金) ～令和 8 年 9 月 2 9 日 (火)
受託予定者との業務委託契約締結	令和 8 年 9 月 3 0 日 (水) (予定)

5 参加手続

(1) 公募要領等の配布

実施要領及び提出書類等は、御殿場市ホームページから入手すること。

URL: <https://www.city.gotemba.lg.jp/suido/cat-info/2678.html>

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 御殿場市プロポーザル参加表明書（要綱様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 1 号）
- ③ 本要領 3（8）の履行実績の証明として、当該受託に係る契約書の写し
- ④ 会社概要（任意様式、パンフレット等可）

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 3 日（月） 午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

事務局に持参又は事務局宛てに郵送

持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

(3) 参加資格審査及び結果通知

参加申込があった者について資格審査を行い、結果については令和 8 年 8 月 5 日（水）に要綱様式第 2 号御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書により電子メール及び書面の郵送にて通知する。

参加資格が「有」となった者には、併せて要綱様式第 3 号御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書により以降の提出書類及び提出期限を通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

プロポーザルに関する質問は、質問書（任意様式）により提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）

イ 提出方法

事務局メールアドレス宛の電子メールに添付して提出すること。送信する際は、タイトルを「御殿場市水道料金徴収等業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年8月21日（金）までに各参加申込者へ電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他当市が提供する資料の追加又は修正として取り扱う。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

7 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

提出書類は以下の一覧のとおり。書類の作成に当たっては、「イ 作成要領」に記載の事項に注意すること。

ア 提出書類一覧

提出書類	様式	部数
提案書	要綱様式第4号	1
会社概要及び業務実績	様式第2号－1～2	10
業務推進体制及び業務実施計画	様式第3号－1～2	10
電算システム計画	様式第4号	10
受付業務に関する企画及び業務提案	様式第5号	10
検針業務に関する企画及び業務提案	様式第6号	10
検算業務に関する企画及び業務提案	様式第7号	10
収納（滞納整理）業務に関する企画及び業務提案	様式第8号	10
給水停止業務に関する企画及び業務提案	様式第9号	10
調定・更正等資料作成業務に関する企画及び業務提案	様式第10号	10
検満メーター交換処理業務に関する企画及び業務提案	様式第11号	10
電子計算処理業務に関する企画及び業務提案	様式第12号	10
お客様サービスの向上に関する企画及び業務提案	様式第13号	10
災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び業務提案	様式第14号	10
個人情報保護に関する企画及び業務提案	様式第15号	10
受託料の見積金額及び見積内訳	様式第16号	10

イ 作成要領

- ① 業務提案書は、A4版サイズにより作成するものとする。

- ② 様式第2号から第16号までの項目について、当該列記の順に従い通し頁番号を付番し、表紙及び目次を添付の上、書面により10部提出すること。

(2) 提出期限

令和8年8月27日（木） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

事務局に持参又は事務局宛てに郵送

持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

8 参加者の途中辞退

参加者がその参加を辞退しようとする場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式第17号）を令和8年8月27日（木）までに事務局に持参又は事務局宛てに郵送により「プロポーザル参加辞退届」（様式第17号）を提出すること。なお、辞退により今後の当市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

9 企画提案の審査

(1) 審査委員会

受注候補者の選定は、御殿場市プロポーザル審査委員会条例に基づき設置される「御殿場市水道料金徴収等業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。なお、委員は9名を予定している。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された提案書等を基に、下記の通り審査委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

ア 日時・会場

令和8年9月1日（火）に御殿場市役所内で実施する。

イ 時間配分

1 提案者あたり60分程度とする。そのうち冒頭50分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、審査委員会によるヒアリングを10分程度実施する。なお、提案者の入れ替えや準備に係る時間は上記に含まない。

ウ 参加人数

1 提案者につき3名以内とする。

エ 機械類の準備

プロジェクターやスクリーン等が必要な場合は、事前に事務局まで連絡すること。

(3) 評価基準

主に料金徴収等業務に対する理解度、意欲、業務提案書の的確性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、危機管理能力等を基準として行う。なお、評価基準及び配点等については、別紙「公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年9月9日（水）を目安に書面（要綱様式第7号「御殿場市プロポーザル結果通知書」）にて全提案者に通知する。なお、審査結果への異議申立ては受け付けない。

10 契約手続き

審査の結果、最も総合評価が高い提案者を受注候補者とし、当該提案者と業務委託の仕様や価格等について協議の上、所定の手続きを経て随意契約により業務委託契約を締結する。なお、協議の不調等により業務委託契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった提案者のうち、評価が上位の提案者から順に新たな受注候補者として協議等を行う。

契約日から令和9年3月31日までの期間は準備期間とし、受託予定者は、円滑に料金徴収等業務を行うことができるように自己の負担と責任において水道料金等計算システムの構築（各種ハンディターミナルシステム等を含む）、システムのデータ移行に係る準備・検証及び業務移行並びに検針員等従事者の確保・研修等を行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション及びヒアリングの参加等に係る費用は、すべて本プロポーザルに参加する者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。また、要求した内容の書類以外は受理しない。
- (3) 提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とし、指名停止の措置を行う場合がある。なお、契約後に事実関係が判明した場合においては、契約を解除する。
- (5) 提出書類は、御殿場市の下承なく、公表、使用してはならない。
- (6) 御殿場市は選定を行う作業の必要範囲において提出書類を複製することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）に基づき対応する。